

ガバナンス コンプライアンス

考え方・方針

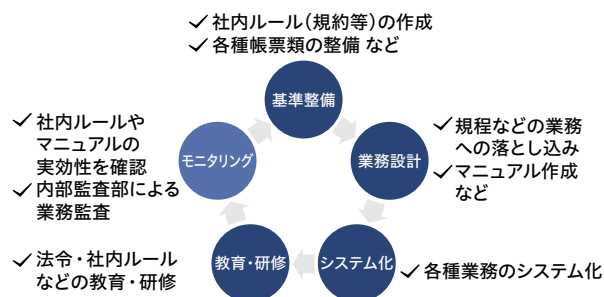
当社はコンプライアンスを、法令、規則をはじめとする社会規範、「大和ハウスグループ企業倫理綱領および行動規範」や各種社内基準を遵守することだけでなく、多様なステークホルダーからの期待に応えるために高い倫理観を持って行動することを広く定めています。またコンプライアンスをリスクマネジメントの最優先事項と位置づけており、全社において画一的な取り組みが行われるよう、コンプライアンス規程を定めています。

マネジメント

コンプライアンス体制

コンプライアンス規程では、各事業本部の事業本部長（リスクオーナー）と、本社機能部門の部門長に対し、5つの構成要素を備えた体制の整備を義務づけています。

■コンプライアンス体制の5つの構成要素



モニタリング活動・教育

当社は、コンプライアンス体制の5つの構成要素のうち、特に「モニタリング」に注力しています。

モニタリングでは、内部監査部による業務監査だけでなく、リスクオーナーである各事業本部が、自身で整備したリスク管理やコンプライアンスに関するルールについて、目的通り有効に機能しているかを、事後的に確認しています。これにより、ルールの実効性を高めるとともにルールに不備・不足がある場合の早期改善につなげています。

また、リスクオーナーによるモニタリングだけでなく、ルールを守る側である各事業所にもルールの履行状況について、自主的な確認を行わせることで、ルールの浸透を促しています。

2025年度には、モニタリングを効率的に行えるよう、これまで事業所で活用されてきた各種のモニタリングツールをとりまとめ、社内イントラネット上に公開しました。このツールを使用し事業所で実施されたモニタリング活動の様子も社内に公開して社内理解を促進しています。

□ P136 内部監査

・コンプライアンス事業所訪問（流通店舗・建築）

リスクの未然防止と再発防止の支援を目的として、事業所に対して「コンプライアンス事業所訪問」と「現場巡視」を以下の内容で実施しています。

1. 職場環境や業務内容のヒアリングおよび事業所支援によるリスク未然防止活動
2. リスク事案の説明や再発防止策などの周知による啓発活動
3. 施工現場の確認結果の共有および安全・品質・法令遵守の支援

2025年度は、流通店舗事業所（32事業所／51事業所）、建築事業所（25事業所／33事業所）で実施し、指摘事項の改善を指示しました。

・コンプライアンス勉強会（住宅）

知識向上・正確な業務遂行による重大リスク事案の再発防止・未然防止を目的として、営業責任者・担当者に対して、「コンプライアンス勉強会」と「習熟度確認テスト」を実施しています。

□ P085 【住宅営業】コンプライアンス勉強会

租税に対する方針および体制構築

当社グループでは、「大和ハウスグループ企業倫理綱領および行動規範」に、法令の遵守を定めています。事業活動を行うすべての国において、税法を遵守するだけでなく、法の精神に従い、適切かつ公正な納税を行っています。これは、企業の社会的責任であると同時に、地域社会への貢献であると認識しており、租税回避地を利用した恣意的な租税回避は行わず、企業価値の向上と事業活動を行う地域への還元のバランスを考慮した納税を実施する方針としています。

・税務に関する社内体制

当社グループでは連結納税制度を採用しておらず、会社ごとに納税に関する実務を行っており、CFO（最高財務責任者）が管掌する当社経理部にてグループ全体の税務の統制・支援を行っています。当社経理部においては、適切な納税を実施するために必要な法令知識の習得に努めるとともに、グループにおける取引に関する情報を正確に集約できる体制の構築に努めています。また、税務上の解釈が不明確な取引については外部専門家のアドバイスを受けるとともに、重要な取引については税務当局への事前照会制度を利用し、適切な納税を行う体制としています。

・国際税務への取り組み

当社グループは、OECD（経済協力開発機構）によるBEPS（Base Erosion Profit Shifting：税源浸食と利益移転）プロジェクトなどの国際的取り組みが、税の透明性確保や国際的な租税回避を防止するために重要であると理解しています。そのため、各国税法を遵守すると同時にBEPSプロジェクトなどの趣旨をふまえた税務管理を実施し、グループ会社間の国際取引についてもOECD移転価格ガイドラインに従ったルールを定め、運用しています。

ガバナンス コンプライアンス

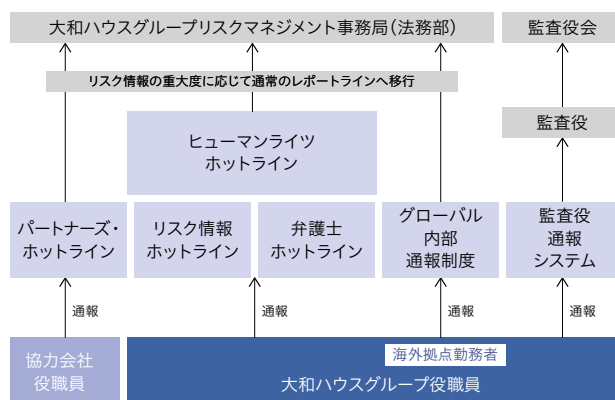
コンプライアンスの推進

当社グループでは、適時適切なコンプライアンスとリスクマネジメントを行うため、リスク情報に直面した場合のレポートラインを定め、大和ハウスグループリスクマネジメント事務局（法務部）が管理する体制を整えています。リスク情報の重大度に応じて、より上位の階層へエスカレーションする仕組みとなっており、情報の滞留を防止しています。

また、通常のレポートラインが機能しない場合に備え、機能や通報者の属性に応じた複数の内部通報制度を併せて設置しています。

大和ハウスグループリスクマネジメント事務局が内部通報により得た情報が重大なリスクに該当する場合は、通報者の保護を図りつつ、重大度に応じて適宜通常のレポートラインへ移行させることで、適切なリスクマネジメントにつなげています。

■コンプライアンスとリスク情報の報告ライン



内部通報制度

当社グループでは、各内部通報窓口の適正かつ統一的な運用を図る観点から、すべて※の内部通報窓口に適用される「大

和ハウスグループ内部通報規程」を定めています。人権侵害、法令違反・不正行為などに対する牽制、それらの早期発見・是正などを目的に、複数の内部通報窓口を設置し、全従業員が懸念事項を直ちに通報できる仕組みを構築しています。

通報があった場合、公益通報者保護法および社内規程に基づき、通報者の保護を図り、事業所やグループ会社の担当者と速やかに事実関係を確認、是正措置を講じています。

また、当社では、内部通報窓口担当部門で構成するリスク管理小委員会を設置し、各窓口へ寄せられた通報に対する対応状況をモニタリングすることで、適正かつ迅速な対応を促すとともに、重大な非違行為を確認した場合は、懲戒処分を行い、社内秩序の維持に取り組んでいます。

各通報窓口とも、24時間365日通報が可能で、複数言語対応により海外拠点からの相談を受け付ける窓口も用意しています。利用を促す観点から「大和ハウスグループ内部通報規程」の英訳版が制定されており、2025年度には中国語翻訳版も制定しました。

※監査役通報システムは当社の業務執行機能外である監査役を窓口とする内部通報制度であり性質が異なることから、別途「監査役通報規程」を定めています。

📖 P190 社会データ 各種通報制度の受付／取扱結果

・通報者の保護

「大和ハウスグループ内部通報規程」に「通報者特定情報」や「通報内容」の守秘義務、「通報者を特定する行為」の禁止、通報者や調査協力者への「不利益取り扱い」の禁止などを定めることで、通報者や調査協力者の保護および報復の禁止を徹底しています。これらに加え、すべての通報窓口において「匿名による通報」も受け付けています。

また、不正や不適切行為を行った者が自ら進んで通報することで、懲戒処分の軽減または免除を受けることができる「リーニエンシー制度」も設け不正行為の早期発見と是正を図っています。

・社外のステークホルダーからの通報・ご相談など

当社グループでは、パートナーズ・ホットラインを設置し、すべての取引先から法令違反のほか、人権侵害、腐敗などにつながりかねない事項についての通報を受け付けています。

また、内部通報窓口とは別に、大和ハウス工業オフィシャルサイトでは、地域市民、お客さまからも各種の懸念事項やご意見、ご不満、ご相談を受け付けるお問い合わせフォームを設置しています。

・懲罰委員会

代表取締役社長を委員長とした、懲罰委員会を設置しています。法令違反に限らず、社内の各種規程、ルール違反を含めて企業としての秩序維持のため、懲戒対象行為が確認された場合、同委員会にて懲戒の要否および軽重を審議のうえ、当該社員に対し懲戒処分を科す体制を整えています。

また、コンプライアンス推進のため、リスクマネジメント規程にコンプライアンス違反をはじめとするリスク報告を要する事項を類型化しており、同規程別表に各類型に対する事象例を掲載しています。

コンプライアンスアンケートの実施

当社は2025年3月28日、大阪国税局による税務調査を受け、元従業員による不正行為（取引先へ架空・水増し発注し金品を受領）が発覚したことを公表しました。

このような不正行為は許されるものではなく、2025年度は「不正行為をなくす」をグループ共通テーマとしてコンプライアンスに注力した一年でした。具体的には、外部機関を活用したコンプライアンスアンケートを実施し、不正行為の顕在化と発生抑止を図りました。

ガバナンス

コンプライアンス

■各種通報制度・相談窓口の対象・運用方法

	名称	対象	主幹部門	目的・趣旨	基本的な通報手段	通報受付時間
通報制度	ヒューマンライツホットライン	当社グループ全従業員※	ヒューマンライツ推進室	ハラスメントその他の人権侵害に該当する行為の早期発見と是正。	(外部委託業者) 電話、Web (当社担当部門) メール	・電話 月～金 12時～21時 土日祝 9時～17時 ・メール・Web 24時間365日
	リスク情報ホットライン	当社グループ全従業員※	法務部	「リスクマネジメント規程」に基づく当社グループ全体のリスクおよび法令違反・不正行為に関する情報収集とその対応	電話 イントラネット上の通報フォーム	・電話 月～金 9時～18時 ・通報フォーム 24時間365日
	パートナーズ・ホットライン	当社グループと関わるすべての取引先	ヒューマンライツ推進室	取引先との関係において、当社グループ従業員の法令違反などにつながりかねない問題(労務問題や人権、腐敗防止などを含む)の早期発見・是正	(外部委託業者) 電話、Web	・電話 月～金 12時～21時 土日祝 9時～17時 ・Web 24時間365日
	弁護士ホットライン	当社グループ全従業員※	法務部	社外に受付窓口を設けることによる心理的安全性の向上とリスク情報の収集経路の拡充	(外部委託業者) 電話 メール	・電話 月～金 9時～19時 ・メール 24時間365日
	グローバル内部通報制度	海外拠点に所属する当社グループ全従業員※	法務部	海外拠点からの現地語による内部通報窓口の確保 ※対応言語は、当社グループの主要海外拠点の言語	(外部委託業者) メール	・メール 24時間365日
	監査役通報システム	当社グループ全従業員※	監査役室	コーポレートガバナンス・コードの補充原則2-5①に基づいた執行部門から独立した立場で監督機能を担う監査役へ直接通報できる窓口の設置による客観的な検証および適切な対応	イントラネット上の通報フォーム	・通報フォーム 24時間365日
相談窓口	大和ハウス工業 オフィシャルサイト 設置フォームによる通報	地域市民などのすべてのステークホルダー	内容に応じて	地域市民などから、人権問題を含む問い合わせの受け付けおよび適切な対応	大和ハウス工業 オフィシャルサイト上のフォーム	・お問合せフォーム 24時間365日
	お客さま相談窓口	お客さま	CS推進部	消費者保護のための苦情対応の国際規格ISO10002に準拠した社内規程に基づいたお客さまからの苦情・ご意見への誠実かつ迅速な対応	電話 大和ハウス工業 オフィシャルサイト上のフォーム	・電話 24時間365日受付 住宅系事業のお客さま:ダイワハウスサポートデスク、 建築系事業のお客さま:24時間受付コールセンター ・大和ハウス工業オフィシャルサイト上のフォーム 24時間365日受付

※役員、職員、嘱託、契約社員、パートタイマー、アルバイト、派遣社員および通報の日から1年以内に大和ハウスグループの役職員であった者を含む